（前のページより続き）

○消費税法施行令第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法の一部を改正する件（同四）　五六

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件（国土交通五八四）　五七

○租税特別措置法施行令第二十六条の四第八項及び第二十六条の二十八の五第十七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替を定める告示（同五八五）　六〇六

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める件（同五八六）　六〇七

○平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を改正する件（同五八七）　六〇七

○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件（同五八八）　六〇八

○平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する告示（同五八九）　六〇八

○平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する告示（同五九〇）　六〇八

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する告示（同五九一）　六〇八

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（同五九二）　六〇八

○平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件（同五九三）　六〇八

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件（同五九四）　六〇八

○平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を改正する件（同五九五）　六一一

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を改正する件（同五九六）　六一一

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を改正する件（同五九七）　六一三

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の一部を改正する件（同五九八）　六一七

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件（同五九九）　六一九

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を改正する件（同六〇〇）　六一九

○特定離島路線の指定に関する告示の一部を改正する件（同六〇一）　六二三

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を改正する件（同六〇二）　六二四

○租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示（同六〇三）　六二四

○平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を改正する件（同六〇四）　六二四

○昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を改正する件（同六〇五）　六二四

○国際海事機関が採択した国際信号書を海上保安庁交通部安全課等に備え置いて縦覧に供する件及び分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁一九）　六二四